

意見書への追加希望文章

小山内 美智子

非定型の支給決定を取り入れる上で、下記の件も意見書に追加するべきだと考えます。下記の件があるかぎり、非定型を正当に取り入れることは困難だと考えます。

①支給決定に対する不服申立について

以下は、介護給付費に対する不服申し立てを、私が実際におこなった際の流れである。

支給決定された介護給付費について不服申立(「変更申請」)をするために、「介護給付費・訓練等給付費等支給変更申請書」を、処分庁である札幌市西区保健福祉部に提出したところ、後日、西区保健福祉部の方が面談にいらっしゃった。そして後日、面談結果をもとに、西区保健福祉部は変更申請に対し「却下決定」とした。その決定に対し不服申立をするため、道庁に対する「審査請求」をおこなった。審査請求は道庁にておこなわれ、「審理員」として道庁職員の方が、「審査請求人」として私が、「処分庁」として西区保健福祉部職員の方が一室に集まり、「審査請求人」と「処分庁」がそれぞれの主張を述べた。その後、この件は「北海道障害者介護給付費等不服審査会(以下、不服審査会)」に審査が求められ、私の請求を棄却すると議決された。この裁決に対し、さらに不服がある場合は、札幌地方裁判所に訴えを提起することになる、という通知がきた。

通知が来た際、道庁の方に「不服審査会のメンバーには、障がい当事者の方がいるのか」と聞いたところ、いるとの答えだった。しかし、「そのメンバーがどんな方なのかを教えてください」と聞いたところ、「それは答えられない」と言われた。

- ・本人のいない場で決定が下されることがないようにしていただきたい。
- ・不服審査会の方と、請求人である本人が、直接対話し納得できる決定ができるようにしてほしい。
- ・この「不服審査会」が、本当の最後のガイドラインである。これがあるかぎり、本人も納得し満足するような介護時間数の支給決定は、実現しないと考える。

上記の意見を踏まえ、非定型による支給決定を導入した際には、北海道が所管する「不服審査会」において、しっかりと当事者の意見を踏まえた審査が行われるよう、札幌市は北海道に対して、当事者の介護の必要性や介護時間を決定した理由などについて適切に情報提供を行うなど、北海道と十分に連携して不服審査の対応を行う必要があることを意見書に追加すべきである。

②意見書の文言の追加希望について

以下の文言の追加を希望します。

・資料1「重度障がい者に必要な在宅介護のあり方に関する意見書」

3 重度訪問介護の非定型による支給決定について

(3) 市町村審査会の実施形態

「審査会の設置数、委員数、選任方法等については、今後検討が必要ですが、委員は、障がい者の生活実態及び障がい福祉制度に精通した障害福祉サービスを利用している障がい当事者・家族、障がい福祉サービス事業者、理学療法士、作業療法士、医師、法律家等で構成すべきです。」

厚生省は、「医学モデルから社会モデルにした」と、障がい者の政策に掲げている。医師が知り得る病気や障害を、書類で見て、介護の時間がわかるのだろうか。医師の決定は重い。そこが今まで、社会福祉は間違ってきたと思う。例えば脳性麻痺は、細かく言うとアテトーゼ型・痙直型・失調型・混合型・強直型などがある。しかし、昨日できていたことが今日できなくなったり、緊張をとる薬の発達により、その日によってできることとできないことが変わる。あらゆる障害は今後、医学の発達によりADLの決め方も変わってくるだろう。これは、医師だけでは到底できないことである。

理学療法士や作業療法士は、リハビリをやりながら障がい当事者のADLを把握できる。彼らの意見を聞くべきだと考える。

様々な分野の方が、本人の意見を聞き、1年間を快適に過ごせるヘルパー時間数を決めるべきである。

③来年度からの検討会について

「重度障がい者に必要な在宅介護の在り方検討会」において、膨大な資料が生まれた。全国的にも出ていない資料もあるはずである。ケアを受けている障がい当事者が、この検討会メンバーに4名も入り、語り合えたことは札幌の宝であると思う。来年度からもこの検討会に、地域でケアを受けて生きている若い世代の人をメンバーに加えて、意見を聞いていくべきだと思う。

「障害者運動をやってきた先輩たちは、なんでも言っていていいんだ」ということを、この検討会を通して伝えていかなければならない。介護の専門家は、介護を受けて生きている本人だということを念頭におきながら、この会議はずっと続けていかなければならない。もっと改善すべき点があり、傍聴人の意見を言葉で聞くことも大切ではないだろうか。開かれた会議にしていかなければならないと思う。

札幌において、障がい者福祉に未来はあるんだということを、示していかなければならない。秋元市長も、「職場介助者のことはテストケースとしてやっていきたい」とおっしゃっていた。このテストケースに、何人が加わっていけばいいかも話し合わなければいけない。

役所と専門家にだけ、まかせてはいけない。介護はなんのためにあるのか、ということも議論していかなければならない。

大事なのは、心地よく生きることと、残された機能を使って働くことである。トイレに行けない・食事ができない・移動ができないとなると、可能性のある障がい者であっても、公務員試験を受ける資格さえ持てない。

ケアがあれば、障がいがあってもなんでもできるのだということを、強調しなければいけない。喜びがあり、夢があり、仕事があり、恋愛もある。生きがいがあるんだと、それを掴むための介護なのだということを、最後に強調したい。

札幌市は来年度から、この会議をどのように続けていくか、方針を出してほしい。私たちが秋元市長に伝えなければいけない。やらなければいけないことは、山のようにある。